

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例(提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等(支障の原因となっている規定等)	制度の所管(関係府省)	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)	
	区分	分野									支障事例			
											団体名			
75	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	遠隔診療に関する診療報酬の改定	僻地においては慢性的な医師及び医療機関不足により「近隣の医療機関では診断が困難」な場合が少なくないことから、オンライン診療に係る診療報酬を対面診療と同等にするとともに、「遠隔連携診療料」の対象となる疾病の範囲を広げることを求める。	当県では、へき地における医師不足等の地域課題解決に向け、5G通信を活用した遠隔診療や、スマートフォンアプリを利用した医師間連携(僻地の若手医師を、中央部の専門医が支援)の取組を先駆的に行っている。一方で、現在の遠隔診療は、医師の熱意や厚意等に頼らざるを得ない状況であり、今後医療DXを推進し広域展開を図る上では、地域の実情に沿った遠隔診療の診療報酬制度の確立が求められている。現在当県が取り組む病院間を繋いだ遠隔診療では、患者が来院した病院において得られた診療報酬を遠隔から診療した病院と分配することで、両病院が診療報酬を得られるようにしている。しかし、現在の診療報酬制度において、遠隔診療に係る診療報酬は概ね対面診療よりも低く(約8割)設定されており、また、病院間で連携した際に加算が得られる「遠隔連携診療料」は「近隣の医療機関では診断が困難な疾患」である指定難病またはてんかんの患者に限定されているなど、遠隔診療は対面診療と比較して診療報酬が低いため、県立病院以外への遠隔診療の展開が進められていない状況である。	遠隔医療の取組に関わる医師を中心に、支援する側のインセンティブを創出することが今後のへき地等における遠隔医療の拡大には必要であるという意見が、会議の場などで度々出ている。	都市部の医療機関が遠隔医療によりへき地医療機関を支援するメリットが生まれることで、遠隔医療の更なる推進が図られ、へき地における医師不足や若手医師の負担軽減、医療の高度化、処置の迅速化が実現される。	診療報酬制度	厚生労働省	徳島県、京都府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合	宮城県、岐阜県、浜松市、熊本市、鹿児島市	—	オンライン診療に係る診療報酬上の評価が、対面診療の場合と比較して、一定程度低い水準に設定されていることは、対面診療との比較において、触診や聴診が行われない等を踏まえ、中央社会保障医療協議会において決められたものであり、御要望のように対面診療と同等にすることは困難である。 遠隔連携診療料の対象疾患の見直しについては、D to P with DIによるオンライン診療に期待される役割や調査結果を踏まえ、中央社会保障医療協議会において検討しているところである。(2026年1月末時点)
156	B	地方に対する規制緩和	04 雇用・労働	認定職業訓練費補助制度に係る補助対象の見直し	認定職業訓練費補助制度について、補助対象外となっている中小企業の事業主及び家族従事者も補助対象とするよう求める。	職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費について、国から1/3の補助があるところ。補助対象となる訓練生は、 ・中小企業事業主に雇用されている者(雇用保険の被保険者) ・建築大工・左官等の一人親方等の労災保険特別加入者 等であり、中小企業の事業主及び家族従事者については労災保険特別加入者であっても(一人親方等ではないため)補助対象外となっている。 【請願内容】 事業承継を目的に家族従事者に認定職業訓練を受講させようとする事業所があった場合、雇用保険被保険者になれない家族従事者は労災保険の特別加入者であっても補助金の交付基準を満たさず、補助対象外の訓練生となり、協会の運営や有為な人材の育成に支障をきたしている。 労災保険に特別加入している一人親方等と同様に中小企業主や家族従事者も補助対象とするよう、交付基準を緩和されたい。	令和5年6月に、県議会に対して、県内14の職業訓練法人からなる岩手県職業能力開発推進協議会から、認定職業訓練振興のための施策の推進について請願があった。 請願については、令和5年6月議会において意見書を発議し、関係機関に要望することとして採択され、県議会から国に意見書が送付された。 【請願内容】 事業承継を目的に家族従事者に認定職業訓練を受講させようとする事業所があった場合、雇用保険被保険者になれない家族従事者は労災保険の特別加入者であっても補助金の交付基準を満たさず、補助対象外の訓練生となり、協会の運営や有為な人材の育成に支障をきたしている。 労災保険に特別加入している一人親方等と同様に中小企業主や家族従事者も補助対象とするよう、交付基準を緩和されたい。	岩手県職業能力開発計画における方向性の一つとしての「技能承継の促進」の観点からも認定職業訓練の維持発展は、地域の職業能力開発の拠点となるとともに、地域を支える技能者の育成、技能の継承に資する。	職業能力開発促進法第24条第1項(同項の認定を受けた職業訓練(認定職業訓練)を行う事業主や職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費、市町村又は職業訓練法人が職業訓練共同施設・設備を整備する経費の一部について補助する。)	厚生労働省	岩手県、盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、一戸市、雫石市、岩手町、岩泉町、田野畑村、秋田県、愛知県	栃木県、神奈川県、高知県、山鹿市	○建築大工・左官等の、労働者を使用しない個人事業主(労働者災害補償保険法第33条第1号及び第2号に該当、中小事業主等の特別加入に加入する者)について、補助対象外とされていることが職業訓練の障壁となっている訓練校が見られる。 労働者を使用しない中小企業事業主は、運営において法人化させるを得なかった「一人親方」として、労働者を使用しない実態は一人親方と相違ないものであり、補助対象が拡充されれば、さらなる技能者の育成機運の高まりが見込まれる。 ○中小企業にとって、人材の育成は、経営に直結する非常に重要な課題である。しかしながら、中小企業事業主や家族従事者等は、認定職業訓練補助対象外のため、訓練実施経費は認定職業訓練校の負担となっている。これからのモノづくりを支える若手技能者の育成・技能継承は、地域経済の発展にとって不可欠であることから、補助対象の見直しを求める。【参考】令和5年度認定職業訓練受講者のうち補助対象外である中小企業事業主や家族従業者数 8人	認定職業訓練事業費補助金は、中小企業に雇用される雇用保険の被保険者が、認定職業訓練を受講した場合に、認定職業訓練を実施する事業主等に対してその訓練経費等について補助する制度です。本補助金は雇用保険料を原資としていることから、原則、補助対象訓練生となる労働者が雇用保険の被保険者であることを要件としています。 個人事業の事業主と同居している当該事業に従事する親族については、原則、雇用保険に加入できませんが、以下の条件を全て満たす場合は雇用保険に加入が可能であり、雇用保険の被保険者となる場合には本事業の補助対象訓練生と取り扱うことが可能です。 1. 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 2. 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、 ・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等 について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。 3. 事業主と利益を一にする地位(取締役等)にないこと。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政 の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
160	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	地方改善施設整備費補助金の複数年度にわたる工期への対応	地方改善施設整備費補助金の複数年度にわたる工期への対応	【現行制度について】 地方改善施設整備費補助金において、国交付決定においては単年度事業しか認められていない。 【支障事例】 地域社会全体の中で福祉の向上や同和問題を是れめとする人権啓発の住民交流の拠点である隣保館について、当県では築30年～40年を経過する施設が多く、今後改築や大規模修繕が予定されている。この改築または大規模修繕に当たっては、働き方改革において建設業の週休2日制の実施等に伴って適正な工期を確保しなければならないこと、事業期間に県の補助事業が完了し市町に対する間接補助金の交付までが含まれること、また、住民組織である地区まちづくり協議会において検討した結果、地域コミュニティの拠点として隣保館と児童館の併設施設とするため工事規模が大きくなり、複数年度とせざるを得ない事例がある。加えて、昨今の建設資材の高騰、品不足の影響も相まって、工期が大幅に遅延した事例もある。 こういった状況下において、地域における必要性が高い施設整備事業であっても、複数年度にわたる事業を対象とすることができない。 なお、参考として、児童館については、これまでの同和対策により整備され、隣保館と併設又は隣接されたものがある中、その整備にかかる「次世代育成支援対策施設整備交付金」においては、翌年度にわたる事業が可能であると同っている。 【制度改正の必要性】 複数年度にわたる施設整備事業を対象とすることができないことから、地域のニーズに応えることが出来ず苦慮している。 【支障の解決策】 複数年度にわたる施設整備事業について、国交付決定において債務負担を行うことなどで解決できると考える。	令和6年度に実施を予定していた金山文化センター(丸亀市)は、複数年度にわたる施設整備が対象外となっていることから、申請をあきらめ、市単独事業として実施せざるを得なくなった。	複数年度にわたる施設整備事業について、国庫補助協議の対象とすることができ、地域の実情をより一層踏まえた建築規模の施設整備を実施できる。	地方改善施設整備費補助金交付要綱、令和6年度地方改善施設整備費補助金に関する国庫補助協議について	厚生労働省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	浜松市、大阪府、鳥根県、宇和島市	○当県においても、築後40～50年を経過する施設が多く、今後改築や大規模修繕といった複数年度にわたる事業も増えてくると思われる。 ○府内隣保館が加盟する団体からも、単年度内では大規模な改修工事が難しいことから、国補助金の債務負担化を希望する要望書が提出されている。	隣保館の大規模修繕等の整備については、地方改善施設整備費補助金により支援を行っている。当該補助金は、予算の単年度主義に基づき、単年度事業を対象とすることを原則としながら、一定の要件(※)を満たした場合は翌年度にわたって事業を行うことを認めるなど、柔軟な対応を行ってきている。 引き続き、本運用をもとに施設整備を実施いただきたい。 (※) ・明許線越：線越しを必要とする要因が、予算参照書の丙号線越明許費要求書に掲げる事由(当該補助金の場合は、計画に関する諸条件、設計に関する諸条件、気象の関係、補償処理の困難、資材の入手難)に該当する場合 ・事故線越：支出負担行為後の避け難い事故に該当する場合
261	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱における多機関協働事業等の基準額の見直し	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱における多機関協働事業等の基準額について、人口区分の最大が50万人以上となっており、人口規模が大きい指定都市に見合った基準額となっていないため、見直すこと。	人口規模が大きく、行政区単位で福祉事務所等が設置される指定都市等では参加支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援に係る人件費等の費用が多額に及ぶため、提示されている基準額では、十分な事業実施が困難である。	人口規模が大きい指定都市においても、重層的支援体制整備事業を実施・推進しやすい環境が整うことで、包括的な支援体制の整備が図られる。	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱	厚生労働省	指定都市市長会	川越市、川口市、八王子市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪府、大阪市、高知県、熊本市	○当市は中核市であり、人口規模は30万人台であるが、8050問題に代表される複雑化・複合化した課題を抱える世帯は増加しており、特に都市部などでは存在割合が高い傾向も見てとれることから、人口規模が大きい指定都市においては相当数の世帯が存在すると考えられる。それらの世帯への適切かつ継続的な支援をアウトリーチ、伴走により行っていく上では、大都市であるほど多額の費用がかかることは明らかと考えられ、現行の人口区分が50万人以上を一括りにした補助基準額としている制度設計は、当該事業の実施目的の達成を支援しきれていないと思われる。よって、提案者の求める措置内容は必要性の高いものだと考える。 ○当市は人口約58万人であり、要綱に基づく基準額は「50万人以上」に該当するが、一方で当市は市域が広大であり、この状況に応じた体制として市内に多機関協働事業等と対象者の属性や相談内容を問わない包括的な相談支援を一体的に実施する地域の相談窓口「はちまるサポート」を13か所に設置しており、それに要する経費も高額である。重層的支援体制整備事業の趣旨である地域のニーズに応じた体制を構築するにあたり、人口規模のみで交付基準額を定めることで、当市のような広大な市域をもつ自治体では継続的な事業実施が困難であることから、指定都市市長会が提案する人口区分の拡大に併せて、市域等他の状況も勘案した基準額とする必要があると考える。(参考：令和5年度重層委託における一般財源：140,423千円) ○当市の人口は約230万人であり、行政区が16区存在する。当市においては、市内全16区での重層的支援体制整備事業(新しい機能分)の予算を、令和6年度は819,040千円(1区あたり51,190千円)としているが、現行の交付金要綱の基準額では、国庫30,900千円、県15,450千円となるため、一般財源が772,690千円と、負担が大きくなっている。 ○当市の令和6年4月現在の人口は75万超となっており、行政区も8つあることから、各種事業の実施にあたり、人口規模に見合った基準額の見直しを求める。	○重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」)は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業である。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待している。 ○ご指摘の基準額については、令和7年度においては、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮した見直し、令和8年度においては、取組内容に応じた加算措置の設定など、随時見直しを行っているところであり、今後とも、各市町村での交付金の活用状況、事業を活用した既存制度の機能強化や連携強化の進捗、制度の持続可能性の確保の観点等を考慮しながら、適切な基準額の設定を行ってまいりたい。	